

名証自規G第24号
平成20年10月14日

情報取扱責任者各位

株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ長 鈴木 武久

自己株式の買付けに係るルールの緩和について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当取引所の市場運営にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成20年10月14日から、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令」（以下、「特例府令」という。）が施行され、これに伴い、平成20年12月31日までの間、以下のように自己株式の買付けに係るルールが緩和されることとなりましたので、ご注意ください。

特例府令の施行に伴う変更（概要）

（1）1日の買付数量の上限

直近4週間の1日平均売買高の25%を上限として自己株券の買付けを行うこととされているが、これを100%に引き上げることとする。

（2）買付時間

金融商品取引所の取引終了時刻の直前30分間以外の時間に自己株券の買付けを行うこととされているが、これを適用しないこととする。

（3）適用期間

上記の措置は平成20年10月14日から平成20年12月31日までとする。

詳細については、金融庁ホームページ（<http://www.fsa.go.jp/>）をご参照ください。

以上